

平田村

障害者虐待の防止・対応マニュアル

令和5年10月

平田村健康福祉課

I	障がい者虐待防止と対応の基本	
1	障がい者虐待とは	2
	(1)障がい者虐待防止法の成立	2
	(2)「障がい者虐待」の定義	2
2	障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点	15
	(1)障がい者虐待防止と対応のポイント	15
	(2)障がい者虐待の判断に当たってのポイント	17
3	障がい者虐待の防止等に対する各主体の責務等	18
	(1)国及び地方公共団体の責務	18
	(2)国民の責務	19
	(3)保健・医療・福祉等関係者の責務	19
4	市町村及び都道府県の役割と責務	21
	(1)市町村の役割と責務	21
	(2)都道府県の役割と責務	23
5	重篤な障がい者虐待事案の検証等の重要性	24
II	養護者による障がい者虐待の防止と対応	
1	障がい者虐待の防止に向けた取組	26
	(1)障がい者虐待に関する知識・理解の啓発	26
	(2)養護者支援による虐待の防止	26
	(3)虐待防止ネットワークの構築	26
2	障がい者虐待の早期発見に向けた取組	28
	(1)通報義務の周知	28
	(2)早期発見に向けて	28
3	養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応	31
	(1)相談、通報及び届出の受付	32
	(2)初動会議の開催による初動対応方針の協議	37
	(3)事実確認、訪問調査による安否確認	38
	(4)コアメンバー会議の開催による虐待の判断等	49
	(5)立入調査	52
	(6)虐待ケア会議の開催による援助方針の決定	57
	(7)積極的な介入の必要性が高い場合の対応	59
	(8)その他の障がい者支援	61
	(9)養護者（家族等）への支援	65
	(10)成年後見制度等の活用	68
	(11)虐待ケア会議の開催によるモニタリング・評価	70
	(12)虐待対応の終結	71
4	財産上の不当取引による被害の防止	72
	(1)被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	72
	(2)成年後見制度の活用	72
5	養護者による障害者虐待の事例	72
III	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応	
1	定義・概略	74
2	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止	74
	(1)障害者福祉施設等の設置者等の責務	74
	(2)管理者・職員の研修、資質向上	74
	(3)個別支援の推進	75
	(4)開かれた施設運営の推進	75
	(5)実効性のある苦情解決体制の構築	75
	(6)指導監査等による確認	75
	(7)虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	76

3	相談・通報・届出への対応	77
(1)	通報等の受付	78
(2)	初動会議の開催による初動対応方針の協議	79
(3)	市町村による事実の確認	80
(4)	コアメンバー会議の開催による虐待の判断等	83
(5)	市町村から都道府県への報告	83
(6)	都道府県による事実の確認	87
(7)	社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等	87
(8)	特定非営利活動促進法による権限の行使	87
(9)	虐待があった施設の再発防止に向けての支援	92
(10)	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表	92
4	身体拘束に対する考え方	93
(1)	基本的考え方	93
(2)	身体拘束とは	93
(3)	やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	91
(4)	座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	95
5	行動障がいを有する者に対する支援の質の向上	96
IV	使用者による障がい者虐待の防止と対応	
1	定義・概略	98
2	使用者による障がい者虐待の防止	98
(1)	労働関連法規の遵守	98
(2)	労働者への研修の実施	98
(3)	苦情処理体制の構築	98
3	相談・通報・届出への対応	99
(1)	通報等の受付	99
(2)	初動会議の開催による初動対応方針の協議	101
(3)	市町村・都道府県による事実の確認等	101
(4)	コアメンバー会議の開催による虐待の判断等	103
(5)	市町村から都道府県への通知	103
(6)	都道府県から都道府県労働局への報告	107
(7)	都道府県労働局による対応	107
(8)	都道府県等による障がい者支援	108
(9)	使用者による障がい者虐待の状況の公表	108

本マニュアルでは、「障害」と「障がい」の表記をしていますが、法令等の規定に基づく表記（特定の事業名・施設名等）など固有名詞に用いられる場合は「障害」、普通名詞として用いられる場合は「障がい」と区分して表記しています。

【引用法令名の略記方法】

略記	法令名
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成21年法律第82号）
DV法	配偶者からの暴力の防止及び障害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（平成25年法律第65号）
成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障がい者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、障害者虐待防止法が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

この法律は、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳をがいのものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障がい者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

(2) 「障がい者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障がい者とは、「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」と定義されています。同号では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障がい者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも適切に対応することが重要）。また、ここでいう障がい者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、ア) 養護者による障がい者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待及びウ) 使用者による障がい者虐待に分け（第2条第2項）、以下のように定義しています。

なお、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障がい者虐待」より範囲が広いと考えられます。

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による障がい者虐待とは、養護者が養護する障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障がい者の親族による行為が含まれます。

- ①身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつ行為をさせること。
- ③心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

⑤経済的虐待：養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障がい児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを営業する事業 ・ 福祉ホームを営業する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

(障害者虐待防止法第2条第4項)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています（以下、下線を施した部分は、養護者による障がい者虐待と規定が異なる点）。

- ①身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳

以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障がい者に対して行った虐待を含みます。

「障害者福祉施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、P 3のとおり限定列挙となっています。このため、上記に該当しない施設等については、障害者虐待防止法上の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の規定は適用されません。しかしながらこのことは、限定列挙されていない施設等における障がい者虐待についての通報・相談自体を妨げるものではないと解釈できます。障害者虐待防止法の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の対象になっていない施設等であっても、障がい者虐待が発生するケースは考えられます（地域生活支援事業の一部のメニューや自治体独自のサービス等）。

その場合は、通報・相談の内容について適切に相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関への情報提供等を行います。

ウ 使用者による障がい者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

- ①身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準じる行為を行うこと。
- ⑤経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

エ 虐待行為に対する刑事罰

障がい者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ①身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
 - ②性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
 - ③心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
 - ④放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
 - ⑤経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪
- ※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障がい者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進

める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要）。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

なお、「刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口陰性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をする 것도「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあった本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところです。

【参考①65歳以上の障がい者への虐待について】

65歳以上の障がい者については、「障害者虐待防止法」と「高齢者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、高齢所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります（障がい者の状況等に鑑み、高齢者施設への保護が適当な場合は、高齢者虐待防止法を利用する等）。

【参考②養護、被養護の関係にない障がい者への虐待について】

障害者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した障がい者の夫婦間での暴力等）、障害者虐待防止法の対象外となり、基本的にはDV法や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による障がい者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

【参考 1】 養護者による障がい者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障がい者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。など</p> <p>④正当な理由のない身体拘束。 【具体的な例】 ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</p>
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など</p>
心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・障がいに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障がい者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・人格をおとしめるような扱いをする。 ・話しかけているのに意図的に無視する。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など</p>

<p>放棄・放置</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障がい者の生活環境や、障がい者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障がい者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。など <p>③同居人等による障がい者虐待と同様の行為を放置する。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。など

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>①暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など</p> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障がい者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など</p> <p>③正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。など</p>
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など</p>
心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつす。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など</p>

	<p>②侮辱的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など <p>③障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障がい者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障がい者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 <p>など</p> <p>④障がい者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など <p>⑤交換条件の提示 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。など <p>⑥心理的に障がい者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 <p>など</p> <p>⑦その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
放棄・放置	<p>①必要とされる支援や介助を怠り、障がい者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>②障がい者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など <p>③必要な用具の使用を限定し、障がい者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>④障がい者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障がい者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
経済的虐待	<p>○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障がい者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

使用者による障がい者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>①暴力的行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障がい者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。 ・乱暴に車いすに移乗させる。など <p>③正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。 ・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。など
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交。 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「できないなら辞める」「辞めてもらうことになる」「退職届持ってこい」などと言い脅す。など <p>②侮辱的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・「臭い」「汚い」などと言う。 ・「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う。 ・「障がい者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う。 ・「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・体調が悪く休んだことに対し「ずる休みするな」などと言う。など

	<p>③障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の社員に障がい者や家族の悪口等を言いふらす。 ・他の社員に個人情報等を言いふらす。 ・本人の意思に反して障がいの内容を他の社員に伝える。 ・話しかけ等を無視する。 ・障がい者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の社員にやらせる）。 ・本人の障がいから明らかにできない仕事を押し付ける。など <p>④障がい者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「いそがしい」と言って取り合わない。 ・どうせできないと決めつけて仕事を与えない。 ・本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える。など <p>⑤交換条件の提示 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する。 <p>⑥心理的に障がい者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>⑦その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。など
放棄・放置	<p>①必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障がい者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人にとって危険な状況を改善しない。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。 ・障がいに配慮しない環境を継続させ、放置する。など <p>②必要な用具の使用を限定し、障がい者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>③障がい者の権利や尊厳を無視した行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 ・「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。など <p>④他の労働者による虐待行為を放置すること 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社員がからかっている状況を放置する。 ・他の社員が悪口を言っているのに注意しない。 ・他の社員が無視をしている状況を放置する。 ・他の社員が性的な言動をしたことを放置する。など <p>⑤その他上記に準ずる行為を行うこと</p>

経済的虐待	<p>○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・最低賃金を払わない。・決められた給料を払わない。・給料の支払いを遅らせる。・不明な金銭を給料から天引きする。・年金や賃金を管理して渡さない。・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。など
-------	---

【参考2】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設・事業所						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所(入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等(入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児入所施設等	障害児入所施設等※3	障害児相談支援事業所		
18歳未満	<u>児童虐待防止法</u> ・被虐待者支援(都道府県市町村)※1			—	<u>障害者虐待防止法(省令)</u> ・適切な権限行使(都道府県市町村)	<u>児童福祉法</u> ・適切な権限行使(都道府県)※4	<u>障害者虐待防止法(省令)</u> ・適切な権限行使(都道府県市町村)		
18歳以上 65歳未満	<u>障害者虐待防止法</u> ・被虐待者支援(市町村)	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使(都道府県市町村)	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	【20歳まで】※2 —	【20歳まで】 —	—	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使(都道府県労働局)	<u>障害者虐待防止法</u> ・間接的防止措置(施設長・管理者)
65歳以上	<u>障害者虐待防止法</u> <u>高齢者虐待防止法</u> ・被虐待者支援(市町村)			<u>高齢者虐待防止法</u> ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

2 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障がい者虐待防止と対応の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障がい者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は、被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、まず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障がい者やその家族等が孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進する等養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組を進めることが必要です。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、等が有効です。

行政としても、介護技術に関する研修の実施やマニュアルの普及等により、虐待の早期発見や支援の質の向上による虐待の防止を図ることが重要となります。

それぞれの地域において、（自立支援）協議会等の場を活用して、このようにリスク要因を低減させるため関係機関の連携による積極的な取組を行うことが重要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは障害者虐待防止法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・使用者等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています（第6条第2項）。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知する必要もあります。

P29【参考】は、障がい者虐待等のサインの例です。このようなチェックシートを関係機関や地域住民と共有することも有効です。

ウ 障害者の安全確保を最優先する

障がい者虐待に関する通報等の中には、障がい者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障がい者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障がい者の安全確保を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合があります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意が必要です。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障がい者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障がい者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障がい者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要です。法が目指すのは、障がい者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです（法第41条）。

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者や家族自身が、何らかの特性、経済状態、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題などの問題を抱えていることが少なくなく、それらが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという構造的な問題把握が重要です。このような場合、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくく、放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であるため、障がい者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開していくことが求められます（養護者支援の具体的内容については、P65「3(9)養護者（家族等）への支援」を参照してください）。

これら障がい者支援や養護者支援の取組は、関係者による積極的な働き掛けや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

なお、施設や職場での虐待事案においても、虐待をした障害者福祉施設従事者等や利用者自身に支援が必要である場合や、職場環境に問題を抱える場合など、構造的な背景を有することが少なくありません。法律は、「障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、…障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第15条）、「障害者を雇用する事業主は、…使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第21条）として、それぞれの施設や職場における支援を求めているところですが、市町村や都道府県も当該事業者に対する助言等、適切な支援を行うことが求められます。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が重要です。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうかなどに注意して、正確に聞き取る必要があります。また、適切な養護者支援を検討するためには、障がい者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聴き取りが大切です。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながります。また、アセスメントを市町村と都道府県とで共有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要です。

なお、市が保有する個人情報については、いわき市個人情報保護条例に従って取扱う必要があります。また、「障がいがあること」については、国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法では「要配慮個人情報」として規定されているなど、一般に、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益を生じさせるおそれのある個人情報として、その取扱いには特に配慮する必要があります。例えば、個人情報の保有状況を記録した帳簿等に要配慮個人情報に関する取扱いの有無を記載するなどの対応が必要になる場合があります。個人情報保護担当部局と連携を図り、その取扱いについて確認をしておくことが必要です。

【参考】

○行政機関個人情報保護法第2条

(定義)

1～3略

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5～11略

○行政機関個人情報保護法施行令第4条

(要配慮個人情報)

法第2条第4項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

1 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

2～5略

○行政機関個人情報保護法施行規則第5条

(要配慮個人情報)

令第4条第1号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

2 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)

4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

カ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障がい者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障がいに対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障がい者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障がい者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

キ 十分な説明と見通しを示す

市町村は、養護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切です。

これまで誰の支援もない中で市町村が介入し、虐待と言われて分離されることに養護者が納得できず、その後の見通しを持っていないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養護環境について振り返ることができなくなるかも知れません。また、障がい者自身もその後の見通しが持てず不安を強めることがあります。したがって、障がい者と養護者の双方に対して、市町村の考え方を十分に伝え、また、障がい者や養護者等と一緒に考えながら、今後の展望や障がい者と養護者がすべきことを提示することが必要です。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。つまり、虐待事案であることが確定するまでは虐待事案としての対応を行わないという、という考え方は不適切であるということです。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障がい者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障がい者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障がい者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことでは仕方ない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障がい者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障がい者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、速やかにその情報を組織内で共有し、コアメンバー会議等を活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等について組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人に過度な負担が集中することを避けることや、客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援等の体制整備（第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）

⑤ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

【参考】 障害者虐待防止法

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（調査研究）

第42条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第44条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

（２） 国民の責務

国民は、障がい者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第5条）。

【参考】 障害者虐待防止法

（国民の責務）

第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（３） 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条第2項）。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
 - ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等
- これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第6条第3項）。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

① 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備等の使用者による障害者虐待防止等のための措置（第21条）

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第29条）

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第30条）

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第31条）

これらのうち、学校、保育所等、医療機関での障がい者に対する虐待については、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者に対する間接的な虐待の防止等を規定することとしたものです。

市町村、都道府県においては、これらの施設の長や管理者が、障害者虐待防止法に規定された虐待の防止措置を講ずるよう、関係部局に対して周知を図ることも必要です。

【参考】障害者虐待防止法

（障害者虐待の早期発見等）

第6条（略）

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第21条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第29条 学校……略……の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第30条 保育所等……略……の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第31条 医療機関……略……の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障

害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村及び都道府県の役割と責務

(1) 村の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令第2条）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ 市町村障がい者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障がい者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第32条第1項）その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

市町村障がい者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

また、市町村は、市町村障がい者虐待防止センターが障がい者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局名・機関名、その電話番号等について周知しなければなりません。

本村では健康福祉課が障がい者虐待防止センター機能を担うこととしています。

「平田村障がい者虐待防止センター」

名称	住所	電話
平田村健康福祉課	平田村大字永田字切田116	0247-55-3119

オ 障がい者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に通報義務が定められていますが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障がい者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障がい者が虐待に遭った場合や養護者以外の第三者が障がい者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障がい者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障がい者虐待に該当しないことを理由に受け付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村や都道府県が対応することが求められます。このような通報に備えて、市町村や都道府県では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。

なお、学校、保育所等、医療機関における障がい者に対する虐待に関しては、法律で、関係者に対する障がい及び障がい者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障がい者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとされていますので（法第29条～第31条）、担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校等における当該措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれます。

【参考①学校における障がい者への虐待について】

学校における障がい者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。

【参考②保育所等における障がい者への虐待について】

保育所等における障がい者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。

【参考③医療機関における障がい者への虐待について】

医療機関における障がい者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。

また、障がい者虐待の要因には様々なものがあるため、苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口へ連絡が入るように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことも必要です。

カ その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

（2）都道府県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第20条）

イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第24条）

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第36条第1項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第36条第2項第1号）
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第36条第2項第2号）
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第36条第2項第3号）
- ④ 障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第36条第2項第4号）
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第36条第2項第5号）
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第36条第2項第6号）
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第36条第2項第7号）

都道府県障害者権利擁護センターは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待を問わず、市町村に対する情報提供、助言その他の援助を行う必要があります（第36条第2項第2号）。都道府県障害者権利擁護センターとしては、日頃から事例の把握、分析に努めることが大切です。一方、通報を受けた市町村に十分な経験がない場合、市町村は積極的に都道府県障害者権利擁護センターに相談し、同センターは具体的な助言や関係機関の連絡調整についての援助を行うことが求められます。援助の内容としては、都道府県障害者権利擁護センターが管内市町村向けのマニュアルや調査票を作成することや、圏域外への分離が必要な事案を想定して広域調整の仕組みを作ることなども考えられます。

都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

エ その他

その他、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第39条）。

5 重篤な障がい者虐待事案の検証等の重要性

死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった障がい者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障がい者虐待事案の検証を実施します。

なお、いずれの類型においても実施主体以外の関係機関（市町村、都道府県、障害福祉サービス事業所等）が当該検証作業に参加・協力することが求められます。

発生した重篤な障がい者虐待事案から、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から必要な再発防止策を検討することが重要です。

具体的には、学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）が参画した検証委員会の開催が考えられます。

検証結果の公表については被害に遭った本人や家族の心情や個人情報保護の観点から、十分に配慮した上で公表の可否を検討することが必要となります。

Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

1 障がい者虐待防止に向けた取り組み

P15「2 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点」で記述したとおり、虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐための取組が重要です。以下の点に留意しながら、体制の整備を図りましょう。

(1) 障がい者虐待に関する知識・理解の啓発

障がい者虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障がい者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、都道府県及び市町村は、広報・啓発を進めることが必要です。

広報・啓発すべき内容としては、障害者虐待防止法の内容のほか、障がい者の権利擁護、障がいや障がい者に関する正しい理解、障がい者虐待に関する適切な知識等です。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組みとなります。

広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられます。

- ・障がい者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こり得る身近な問題であること。
- ・養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・虐待を受けている障がい者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない等の場合もあること。

(2) 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障がい者虐待の問題を障がい者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障がい者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家族を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所等の制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

(3) 虐待防止ネットワークの構築

障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障がい者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」(第35条)として、市町村における連携協力体制の整備を義務づけています。また、「都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。」(第39条)として、都道府県における連携協力体制の整備を義務づけています。

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えられます。

【機能別の三つのネットワーク】

- ① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク
地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障がい者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークです。
- ② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク
障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等が虐待発生時に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。
- ③ 専門機関による介入支援ネットワーク
警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークです。（日本弁護士連合会と日本社会福祉士会では、市町村障がい者虐待防止センター、都道府県障がい者権利擁護センターが担う虐待対応を支援するための「虐待対応専門職チーム」を各地域に設置しています。）

【場・展開領域別の三つのネットワーク】

障がい者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築に当たっては、高齢者や児童の虐待防止に対する取組、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害者差別解消法に基づく相談窓口等とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必要です。以下は、地域において展開するネットワークについて、場や領域別に三つに分けて整理したものです。

- ① 自治体組織内の連携ネットワーク
市町村障がい者虐待防止担当部署や障がい者虐待防止センターは、日頃から地域福祉担当部署、高齢者福祉・高齢者虐待防止担当部署、児童福祉・児童虐待防止担当部署をはじめとする様々な関連部署との連携体制を構築しておく必要があります。
- ② 地域における関係機関との連携ネットワーク
市町村は、障がい者虐待の防止から早期発見、対応、養護者支援について、協力を求めることができるような、関係機関との連携体制を構築する必要があります。
以下に、養護者の支援課題と関係機関を例示します。
 - ・養護者の介護の知識が不十分：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
 - ・養護者が高齢で支援が必要：地域包括支援センター、介護支援専門員
 - ・養護者の疾病：医療機関、保健所、保健センター
 - ・経済的な困窮、多重債務等借金の問題：自立相談支援機関、弁護士、司法書士
 - ・地域における孤立：民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団体、社会福祉協議会地域の実情に応じて、これら関係機関との連携ネットワークを日頃から整えておく必要があります。ネットワーク会議を開催するなどの方法により、各機関が単独では解決できない課題（障がい者虐待・養護者支援）を確認し合い、各機関の役割について情報共有しておきます。事例検討などを通じて、障がい者や養護者への支援に当たってどのように情報を共有するかなど、具体的な課題を調整しておくことも必要です。

- ③ 地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク
家庭内で発生する虐待の場合、住民の理解と協力を得ることが早期発見につながります。日頃その家庭に関わりがある障害福祉サービス事業者や、福祉以外の例えば配達などでその家庭に関わる機会があるような人たちにも異変に気付く機会があります。
深刻な虐待事例の過去の経緯をたどると、虐待に至る前の何らかの支援が必要な段階で、身近に暮らす住民や関わりのある関係機関が異変に気付いていたことが判明することが少なくありません。誰かが異変に気付いたとき、行政と障害福祉サービス事業者、住民と各関係機関、または福祉関係者とそれ以外の活動主体などといった立場の違いを超えて、情報が繋がり適切な支援へと結びつけることができるような地域づくりが求められます。
障害者虐待防止法32条2項3号で、市町村障がい者虐待防止センターが果たすべき機能として、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと」が責務の一つとして示されています。啓発活動として、リーフレット配布や講演会も効果的ですが、これらの一方的に情報提供する方法だけでなく、双方向性の取組を取り入れる

ことも効果的です。例えば、市町村の職員や地域の関係機関の専門職、民生委員や住民など様々な立場の人がともに対話する場をつくり、まちの現状と課題を共有するなどの取組です。

日本の文化として、お役所に告げ口をするようなことが人間関係を壊すこととして避けるような風潮が見受けられる場合もあります。しかし障がい者虐待防止のために求められる通報や相談は、住民同士が監視しあうようなものではなく、見守りや助け合いといった共助の精神に基づくものです。

住民同士がこうした考え方を共有していくための働きかけをすることも市町村に求められる役割であり、このような課題に対しては双方向性のあるケア会議やワークショップなどが有効です。地域の様々な立場の人々が、「みんなで協力してみんなの人権をまもる」という目標を共有しておくことが必要です。

2 障がい者虐待の早期発見に向けた取組

障がい者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。このための取組は以下のとおりです。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障がい者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。また、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）。なお、18歳未満の障がい者に対する養護者による虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。児童虐待防止法に基づく通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所となりますので、養護者による18歳未満の障がい者に対する虐待の通報を受けた場合は、具体的な内容を聞き取った上で、適切な機関に確実に引き継ぎます。

市町村においては、地域住民や関係機関に対する障がい者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。そのためには、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等により広く地域住民への周知を図るとともに、障がい者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。地域住民や養護者・家族、障がい者本人が虐待について理解することや、障がい者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

(2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障がい者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障がい者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障がい者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

また、市町村においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（介入）ネットワークを構築することも必要です（P31「1(3)虐待防止ネットワークの構築」参照）。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次のチェックリストを確認してください。

障がい者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村障がい者虐待防止センターに通報することが必要です。

通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされており（第8条）、通報者の秘密が守られることについても十分に周知します。

【参考】障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる

- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

＜経済的虐待のサイン＞

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

上記のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障がい者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

＜セルフネグレクトのサイン＞

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

3 養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応

実施内容	使用する帳票
(1) 受付 (P32) 【窓口】 ① 健康福祉課 ② 基幹相談支援センター (相談受付をした場合は、町村へ相談受付票を送付)	相談受付票 (P34)
(2) 初動会議 (P37) (情報共有、緊急性の判断、事実確認の手段等の確認) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (担当係長 (不在時は課長補佐)、担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、域包括支援センター等が参加)	相談受付票 (P34)
(3) 事実確認 (P38) ※原則として、虐待の通告受理後48時間以内に対応 【対応メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (担当係長 (不在時は課長補佐)、担当者) ② その他の初動会議参加者 (初動会議で決定)	事実確認票 (P43)
(4) コアメンバー会議 (P49) (虐待・緊急性の判断、支援方針・虐待ケア会議の開催の決定) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (課長又は課長補佐、担当係長、担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	コアメンバー会議録・計画書 (P51)
(6) 虐待ケア会議 (P57) (介入・支援前) (支援方針等の共有、役割分担の決定、連絡体制の確認) ※コアメンバー会議参加者のみで介入・支援する場合は開催不要 【参加メンバー】 ① 健康福祉課 ② その他のコアメンバー会議参加者 (コアメンバー会議で決定) ③ 事業者その他関係機関 (コアメンバー会議で決定)	虐待ケア会議録・計画書 (P58)
(7)～(10) 介入・支援 (P59～68) (決定した支援方針等に基づき介入・支援を実施) 【対応メンバー】 ① 健康福祉課 ② その他 (コアメンバー会議又は虐待ケア会議で決定)	
(11) 虐待ケア会議 (P70) (介入・支援後) (介入結果の評価、課題の確認、新たな支援方針の検討、虐待の終結の判断) 【参加メンバー】 ① 健康福祉課 (課長又は課長補佐、担当係長、担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (状況に応じて参加者を決定)	虐待ケア会議録 (P71)
(12) 終結 (P71)	虐待ケア会議録 (P71)

(1) 相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付体制の整備

① 情報の集約・管理のしくみの整備

受付事務対応を円滑に行うためには、事前に、障がい者虐待に関する相談や通報等に係る共通の受付票等の記録様式を整備し、記録方法の統一や情報を集約させるためのルールを整理しておくことが有効です。これにより統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる機関同士が情報を共有化しやすくなり、より有効な連携につなげることが可能になります。

② 時間外の対応の体制整備

障がい者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。

イ 受付記録の作成

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、相談内容について必要な項目を正確に聞き取るため、相談受付票(P34)を準備し、虐待の状況や障がい者・養護者の状況、通報者の状況等を聞き取ることが重要です。

「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な内容を聞き取ります。

主観的(〇〇だと私は思う)な意見と、客観的な事実(〇〇だと確認できた)ことを明確に区別し、できる限り多くの客観的な事実を確認します。

ただし、さまざまな事由により帳票の全ての項目を確認できない場合があるため、随時情報を収集していく必要があります。

① 虐待の状況

- ・虐待の具体的な状況(回数、大きさ、部位、色など客観的な内容)

② 障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、年齢、居所、連絡先、障がいの種別
- ・障がい者本人の心身の状況、意思表示能力

③ 養護者の状況

- ・養護者の氏名、年齢、居所、障がい者本人との関係、職業

④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

⑤ 家族関係

⑥ 通報者の情報

- ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等

通報時に通報者が焦って連絡している場合には、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障がい者の状態等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がる場合がありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聞く必要があります。「通報者の秘密」は守られることを説明し、安心して話してもらえるように伝えます。

受付記録の記入後においては、早急に虐待の通報としてとらえるかどうかの判断が必要となるため、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく組織として判断することが重要です。担当部署責任者の確認を受け、受付台帳に編綴して適切に保管することが必要です。

ウ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察が障がい者虐待を認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障がい者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障がい者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。また、警察署長から市町村長への障がい者虐待事案通報票をP42「別添2」のとおり定めています。

エ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、P16「2(1)十分な情報収集と正確なアセスメント」を参照してください。

相談受付票

【受付年月日年 月 日 時 分】

対応者：	所属：	受付方法	1. 電話 2. 来所 3. その他（ ）
------	-----	------	-----------------------

相談者

(フリガナ) 氏名		男・女	本人との 関係	
連絡先	住所または 所属機関			
	電話番号			

相談内容

相談経路	1. 相談者 2. 行政（ ） 3. 相談支援事業所 4. サービス事業所 5. その他（ ）
主訴	
信頼/頼りにしている人	
種類	<input type="checkbox"/> 権利擁護（ 1. 社会資源 2. 成年後見 3. 虐待の疑い→「虐待の可能性」 ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
1. 初回 2. 再来（ ）	

相談の当事者（本人）

(フリガナ) 氏名		男・女	生年月日	□大・□昭・□平 年 月 日	歳
連絡先	住 所				
	1. 自宅 2. 病院（ ） 3. 施設（ ） 4. その他（ ）				
	電話番号	その他連絡先			
主障害	1. 身体障害（ ） 2. 知的障害（ ） 3. 精神障害（ ） 4. その他（ ）				
障害者手帳	1. 有（種別： 等級： ） 2. 無		その他特記事項：		
程度区分	1. 非該当 2. 区分（ ） 3. 申請中（ 年 月） 4. 未申請 5. その他（ ）				
利用 サービス	障害福祉サービス	1. 有（ ） 2. 無			
	その他のサービス	1. 有（ ） 2. 無		相談支援事業所	
経済状況					生活保護受給 1. 有 2. 無

関与している家族の状況

(フリガナ) 氏名		男・女	本人との 関係	
連絡先	居 所			
	電話番号			
状況				

虐待の可能性

1. 虐待の可能性が高い 2. 虐待の可能性はある 3. 虐待の可能性は低い 4. 不明 5. 非該当

虐待の種類

1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. 経済的虐待 4. 性的虐待 5. ネグレクト 6. その他 ()
--

本人の状況

虐待の訴え〔①、②、④が「あり」で③「生じている」がある場合⇒早急な対応。緊急保護が必要な可能性あり〕	
① 虐待者からの保護 又は差し迫った訴え	1. なし 2. あり () 3. その他 () 4. 虐待者は意思疎通が困難 5. 不明
② 被虐待者からの保護 又は差し迫った訴え	1. なし 2. あり () 3. その他 () 4. 虐待者は意思疎通が困難 5. 不明
③ 重大な結果 生じている：○ おそれ：△	() 医療を必要とする外傷・骨折・火傷 () 意識混濁 () 重度褥瘡 () 重い脱水症状 () 栄養失調 () 全身衰弱 () 強い自殺企画 () その他 () 不明 とくになし
④ 緊急を要する状況	1. なし 2. なし () 3. 不明
虐待の習慣性〔①、②、③で「不明」以外に○がある場合⇒集中的な援助、保護が必要な可能性あり〕	
① 習慣的な暴力	1. 新旧の傷・あざ 2. 入退院の繰り返し 3. 虐待者の訴え 4. 被虐待者の訴え 5. その他 () 6. 不明
② 虐待屋の認識	1. 自覚なし 2. 認めがらない 3. 援助者との接触回避 4. その他 () 5. 不明
③ 虐待の精神状態	1. 不安定 2. 判断能力の低下 3. 非現実的な認識 4. 認知症 5. 精神障害 6. 知的障害 7. その他 () 8. 不明
④ 本人の意思確認	1. 確認済 () 2. 未確認 3. 確認不可 4. その他 ()
その他	(具体的な状況等)

【初動会議】

開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	開催場所	
参加者			

確認事項	確認方法	実施日時・期間	場所・担当者
	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/>		

課長	課長補佐		係長	係員	担当

【別添2】

障害者虐待事案通報票		第 号 年 月 日
○ ○ 市(町、村)長 殿		○ ○ 警察署長 印
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
障害者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他()
	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住所	
	電話	
	職業等	
養護者等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	
	職業等	
	障害者との 関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他()
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先	警察署	課 氏名 内線

(2) 初動会議の開催による初動対応方針の協議

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとにコアメンバーによって組織的に行うことが重要です。

ここで、障がい者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の対応方針、職員の役割分担等を決定します。

また、事実確認の日時の決定と事実確認の結果を受けてコアメンバー会議の開催日時まで決定しておく、緊急性の判断や対応をスムーズに進めることができます。

コアメンバーについては、平日日中だけでなく、夜間や休日等の緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておく必要があります。

○ 通報者への報告

- ・ 通報者が、障がい者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方等についての要望やアドバイスを伝えます。
- ・ 通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありませんので通報者への報告は慎重にする必要があります。
- ・ 通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられます。その場合、通報について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちにコアメンバーで検討し、判断を行います。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

養護者への支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保が最優先であることに留意してください。

<p>○ 緊急性が高いと判断できる状況（例）</p> <p>(ア) 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される</p> <ul style="list-style-type: none">・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷・ 極端な栄養不良、脱水症状・ 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報・ 器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される・ 虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される <p>(イ) 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはその恐れがある</p> <ul style="list-style-type: none">・ 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている・ 強い自殺念慮（「死にたい」等の発言） <p>(ウ) 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない</p> <ul style="list-style-type: none">・ 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない・ 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない

- (エ) 障がい者本人が明確に保護を求めている
 - ・恐怖や不安の訴え（「怖い」「痛い」「怒られる」等の発言）
 - ・保護の訴え（「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」等の発言）
- (オ) 養護者本人が明確に保護を求めている
 - ・「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言
 - ・障がい者を保護して欲しいとの訴え
- (カ) 虐待者が援助者を拒否（または対立）し、分離をしなければ保護が図れないとき
 - ・医療が必要であるのに、医師の介入を拒否するため、障がい者の生命が危ぶまれる場合
- (キ) その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定される
とき

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされる障がい者の安全を目視により確認することを原則とし、早急に介入する必要がある場合は、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

※P59「3(7)積極的な介入の必要性が高い場合の対応」を参照のこと。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・情報が不足する等から緊急性がないと確認できない場合には、障がい者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

○ 共通

- ・決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・複数対応を原則とし、性的虐待が疑われる場合は、担当する職員の性別にも配慮します。

(3) 事実確認、訪問調査による安否確認

事実確認は市町村自らが保有している情報及び関係機関から収集した情報に加え、訪問調査によって把握された情報によって行います。この場合の訪問調査は、虐待の事実があるかどうかを調査するだけでなく、緊急対応の必要性を判断することも重要です。

(P50～「事実確認票」を参照してください)

ア 事実確認の必要性

市町村は、障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

「速やかに」は、児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」に準じ、「虐待の通告受理後48時間以内」とします。このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことが必要です。

事実確認に当たっては、訪問等を実施し、虐待を受けていると思われる本人、養護者に通報の事象に関わる事実を確認します。また、その他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員等、当該障がい者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障がい者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障がい者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけではなく、障がい者や養護者等の家族状況を全体的に把握することが、虐待の判断やその背景、支援方針の検討を行ううえで重要です。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目の例は、以下のとおりです。

確認のために様式を事前に準備しておくことで確認の漏れを少なくすることができます。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、P32「3(1)相談、通報及び届出の受付」と同様、曖昧に聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのか等事実を確認します。加えて、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか等、具体的な内容を確認します。

① 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

② 障がい者の状況

- ・安全確認：関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境：障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障がい者と家族の状況

- ・人間関係：障がい者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待者との関わり等）

④ 障害福祉サービス等の利用状況

※なお、障がい者に対する虐待行為が犯罪行為に該当する場合や障がい者又はその親族

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障がい者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者等から、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

① 収集する情報の種類等

関係機関からは障がい者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。

具体的には、以下のような情報を関係機関から収集することが考えられます。

【関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生児童委員からの情報

② 情報収集する際の留意事項

個人情報への取扱いについては、P16「2(1)十分な情報収集と正確なアセスメント」を参照してください。

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障がい者の自宅を訪問して障がい者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障がい者本人にとっては抵抗感が大きいと見られ、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否されることが予想されるような場合もあります。一度拒否された場合には、その後の支援も受け入れなくなるおそれがあります。

このようなときは、障がい者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行う等して、円滑に調査が行えるようにします。

【訪問調査を行う際の留意事項】

① 信頼関係の構築を念頭に

障がい者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障がい者ととも養護者・家族等を支援するために行うものであることを障がい者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障がい者虐待では障がい者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立ち会い

通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障がい者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・職務について……………担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について……………調査する内容と必要性に関する説明
- ・障がい者の権利について……………障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

- ・身体状況の確認時……………暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は、同性職員が対応する。
- ・養護者への聞き取り……………第三者のいる場所では行わない。
- ・訪問調査→措置入所時……………養護者不在時に訪問調査や障がい者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

⑥ 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、深刻な虐待で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある等の場合には、養護者の行っている行為が虐待に当たるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられる）。

調査に当たっては、障がい者や養護者の状況を判断しつつ、障がい者の安全確保を第一に、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障がい者への聞き取り調査は、第三者に話の内容が聞かれることがないよう、本人が安心して話すことができる環境に配慮する必要があります。

また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障がい者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、知的障がい者のコミュニケーションに関する研修や司法面接等の面接に関する専門的な研修を受講し、知的障がい者からの聞き取り調査について基本的な知識や経験を身に付けるとともに、性的虐待など、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。

⑦ 調査の継続性の確保

調査を実施して障がい者の安全や事実確認を行った後も、障がい者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

【事実確認と情報収集のポイント】

① 原則として自宅を訪問する

- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・本人と虐待者は別々に対応する（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要）。
- ・事案によっては、健康相談等別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
※虐待通報を受けての調査であることを明示するほうがよい場合もあります。
- ・プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子等）

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急保護か見守りか。
- ・一時保護かサービス提供、家族支援か。
- ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・病院か施設か。
- ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断する。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人PandA-J）を参考に作成

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、障がい者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

あります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、障がい者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

① 関わりのある機関からのアプローチ

当該障がい者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員等から養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できる等の情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

② 医療機関への一時入院

障がい者に外傷や疾病があったり体力の低下等が疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要ときもあります。また、障がい者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

③ 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者等がいる場合には、それらの人に養護者の相談に乗ってもらいながら、障がい者や養護者等の状況確認や市町村障がい者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただく等の方法も考えられます。

事実確認表

対象者		担当者		評定年月日		
I 虐待の程度（「状況」欄：該当する…○ 疑い…△ 不明…？）						
I-1 現在の虐待状況				状況	特記事項	
最重度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		健康に有害な食物や薬物を与えられている				
		本人の自殺企図				
		一家心中（未遂を含む）				
		四六時中、ベットや部屋に拘束・監禁されている				
		法廷の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている				
	ネグレイト	脱水・栄養不足による衰弱がある				
		腫瘍や褥瘡が悪化している				
		口腔内の出欠・腫れ				
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない				
		生命にかかわる医療拒否がある（主教やオカルトを理由とする場合を含む）				
		ライフラインがすべて止まっている				
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている				
		性風俗業で働くことを強要されている				
		性感染症に罹患している				
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用されている					
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている					
	査定賃金以下で働かされている					
重度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		外出・通信が著しく制限されている				
	ネグレイト	著しく体重の増減がある				
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある				
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない				
		必要な医療を受けることができない				
		必要な福祉サービスを受けることができない				
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行なわれている				
		本人が家で・徘徊をしても放置するか、無関心である				
	心理的虐待	家族の自殺企図				
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される				
	性的虐待	性的な嫌がらせ、はずかしめを受けている				
		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く				
	経済的虐待	人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている				
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている				
悪徳商法の業者に接近されている						
中度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療が必要な外傷・火傷がある				
		繰り返し傷・あざがある				
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている				
	ネグレイト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある				
		必要な医療を受けることを制限されている				
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある				
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である				
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている				
		必要な医療・福祉サービス内容を周囲が勝手に決めている				
		養護者から強い拒否感の訴えがある				
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際が禁じられている				
		他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）				
経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える					
	周囲の人間からお金をたかれる					

II 本人の状況（「状況」欄：該当する…○ 疑い…△ 不明…？）			
II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足		状況	特記事項
障害	()	—	
身体状況	低体重 肥満 栄養不足 衰弱		
	外傷 火傷 あざ（部位： ）		
	虫歯 口腔内疾患（ ）		
	褥瘡 皮膚疾患（ ）		
	性感染症（ ）		
	その他の疾患（ ）		
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ		
	大食い 盗み食い 偏食		
	睡眠のリズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴（他者に 動物に）		
	怯え（顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする）		
	抑うつ（表情が乏しい マスクをかぶったような笑い）		
	とじこもり ひきこもり		
	べたべた甘える		
	（家 職場 施設 その他 ）のことを話したくない		
嗜癖・依存	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物（ ）		
	ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・ 脱社会的行動	希死念慮 自殺企図		
	家出の訴え 家出企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
	不純異性交遊		
社会生活上の問題	通勤 通所の不安定（欠勤・欠席 遅刻 早退）		
	孤立（家 職場 施設等 その他： ）		
II-2 リスク要因 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足		状況	特記事項
主たる障がい 以外の病歴	疾病等（ ） ・ 歳頃		
	疾病等（ ） ・ 歳頃		
	疾病等（ ） ・ 歳頃		
現在の養護者との別居歴（ ）			
現在の配偶者との別居歴（ ）			

各項目に現れない特記事項																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">II. 本人の状況</th> </tr> <tr> <th>II-1 現在の状況</th> <th>重度</th> <th>中度</th> <th>軽度</th> <th>問題なし</th> <th>不明</th> </tr> <tr> <th>II-2 リスク要因</th> <th>重度</th> <th>中度</th> <th>軽度</th> <th>問題なし</th> <th>不明</th> </tr> <tr> <th>II. 本人の状況</th> <th>重度</th> <th>中度</th> <th>軽度</th> <th>問題なし</th> <th>不明</th> </tr> </thead> </table>						II. 本人の状況						II-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明	II-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明	II. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況																													
II-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明																								
II-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明																								
II. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明																								

Ⅲ 虐待者の状況（「状況」欄：該当する…○ 疑い…△ 不明…？）						
Ⅲ-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足				状況	特記事項	
疾患・障がいの有無	認知症 足腰の弱り					
	精神疾患・精神障害（ ）					
	身体障害 知的障害 発達障害（ ）					
	その他の疾患（ ）					
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動					
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない					
	脅迫的・拘束的言動（○○しなさい、○○でなければならぬ）					
	認知のゆがみ（自分勝手な受け止め方・思い込み・自分考えへの強い執着）					
	共感性の欠如（相手の気持ちや立場を理解できない）					
嗜癖・依存	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い					
	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物（ ）					
反社会的・脱社会的行動	ギャンブル 買い物 異性関係					
	希死念慮 自殺企図					
	家出企図 徘徊					
	万引き 窃盗					
本人との親密さ・関係性	福祉サービスの利用・介入に拒否的である					
	拒否（嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別）					
	諦観（本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている）					
	無関心（注意を向けない）					
	支配・執着（思いどおりにコントロールしようとする）					
虐待の認識	過度の要求（脅迫的な課題・役割の押し付け）					
	依存（ひたすら本人のために献身していないと不安にある）					
	否定（していない、知らない、本人の不注意、責任だと言い張る）					
同居者・同僚・身近な人の態度	正当化（行為の事実は認めるが、しつげであると本人の問題を指摘する）					
	同調（虐待行為を容認し加担する）					
	黙認（虐待行為を知っているが、止めさせようとしない）					
	客観（虐待行為を容認し、面白そうに見ている）					
Ⅲ-2 リスク要因	回避（虐待行為の事実そのものに気づかないふりをしている）					
	Ⅲ-2 リスク要因 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足				状況	特記事項
被虐待・被DV歴	誰から（ ） ・ 歳頃					
	誰から（ ） ・ 歳頃					
虐待・DV歴	誰に（ ） ・ 歳頃					
	誰に（ ） ・ 歳頃					

各項目に現れない特記事項					
評定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV 家族の状況（「状況」欄：該当する…○ 疑い…△ 不明…？）			
IV-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足	状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係		
	・批判的・干渉的コメントが多い		
	・けんか腰や敵意のある相互の言動が目立つ		
	・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制		
	・外出・通信の制限		
	・柔軟性と合理性に欠ける家庭内役割の強制		
	ひとり親家族		
経済的問題	内縁者の同居・出入り		
	失業中（休職中 就職をあきらめている 求職の意思はない）		
	不安定就労（不定期就労 日々雇用 休職中）		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
生活環境	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている		
	準要保護 生活保護（申請中 受給中）		
関係機関の受入	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）		
	家事が実質的に営まれていない（食事、選択、入浴、清掃）		
	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）		
関係改善の媒介者	接触困難（連絡が取れない、応答がない）		
	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）		
	本人と虐待者との関係改善を媒介できる 第三者の存在（あり：親族 知人、なし）		

各項目に現れない特記事項																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">IV. 家族の状況</th> </tr> <tr> <th>IV. 家族の状況</th> <th>重度</th> <th>中度</th> <th>軽度</th> <th>問題なし</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV. 家族の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						IV. 家族の状況						IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明	IV. 家族の状況					
IV. 家族の状況																							
IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明																		
IV. 家族の状況																							

評価シート

対象者氏名		評価協議した機関・チーム
評価日		

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（地区保健福祉センター等）が組織的に協議して実施すること。

A 事実確認の経過記録				
	実施年月日	担当者氏名（必ず複数）		方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認①	年 月 日			
事実確認②	年 月 日			
事実確認③	年 月 日			

B 最終評価						
I 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いた介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	通常の支援 (介入は不要)	
支援の必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的に集中的な支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的に集中的な支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C 支援利用状況	

D 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チーム構成	
新たに加えるべき機関	

E 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		
4		

(4) コアメンバー会議の開催による虐待の判断等

ここでは、「虐待の判断」「緊急性の判断」「支援方針の決定」を行います。

担当者のみで決定するのではなく、市町村障がい者虐待防止センター等のコアメンバーによって組織的に行います。

また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも出席を求めるなどし、必要最小限のメンバーで市町村としての方針を決定する会議です。

したがって、方針決定にあたり、必要に応じて虐待対応業務外の担当職員にも出席を求めることができますが、市町村職員以外の者、例えば、障害福祉サービス事業者等の職員に出席を求めることはできません。

ア 虐待の判断

コアメンバー会議の中で、事実確認を行った内容を確認し組織として判断します。

① 虐待の事実はない

虐待対応以外の支援方針を検討します。適切な関係機関へ引き継ぎ、受理した通報、届出・相談を適切に事務処理します。

② 判断できない

今後、虐待の判断を行うために必要な項目を洗い出し、情報収集の手段の検討、役割分担、情報収集期間を定めます。さらなる事実確認を行い、再度コアメンバー会議を開催します。

③ 虐待の事実が確認された

訪問調査を試みた結果、障がい者や養護者が協力を拒否したため事実確認ができない場合は、この後の「イ緊急性の判断」に移ります。

イ 緊急性の判断

具体的には、「分離保護」及び「立入調査」を行うべきか否かの判断を行います。

いずれも、生命又は、身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、障がい者の自己決定の尊重よりも障がい者の安全・安心の確保を優先して実施することとなります。

なお、緊急性があると判断した場合は、その根拠を明確に記録に残す必要があります。

① 分離保護

障がい者の安全確認を行い、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、分離保護を行います(P59「(7)ア障がい者の保護(養護者との分離)」)。

② 立入調査

障がい者や養護者が協力拒否などして事実確認ができないが、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれが認められる場合には、当該障がい者の居所に立ち入ります(P52「5(5)立入調査」)。

ウ 支援方針の決定

虐待が確認された場合、虐待が確認されない又は判断できない場合に応じて、今後の支援方針を決定します。また、具体的な役割分担を行い、支援方針に基づいた支援計画を立てます。また、決定した支援方針の会議記録と支援計画書(P51)を作成します。

① 支援方針

○分離保護

生命、身体に危険があり緊急性が高い場合は、分離保護を行います。

○在宅での集中的援助

緊急性が低く分離保護の必要性がない場合は、障害福祉サービス等の社会資源の活用を行うなど在宅での支援方針を立てます。

また、状況の変化により分離保護が必要になる予測される場合には、どのような状況になったら分離保護をするのか具体的に決めておきます。

○在宅での継続的・総合的援助

深刻な虐待には至っていないが、障がい者や養護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する、介護が不十分な状態になるおそれがある、今後問題が深刻化するおそれがあるなどの場合は、見守りを中心とした予防的な支援を行います。

② 役割分担

障がい者、養護者それぞれの担当、支援項目別の分担を決定します。特に分離保護の場合は、分離及び分離後の詳細なシナリオの中で役割を明確にする必要があります。

主には、保健福祉センターと基幹相談支援センターの役割分担を明確にし、その後、虐待ケア会議を開催し、関係機関への細かい役割分担を行います。

③ 支援計画

支援計画には、支援方針に基づいた目標、支援内容、分担された役割の履行期限、評価時期（初動期の評価は2週間後、緊急性が高い場合は1週間後を目安）を記載します。

コアメンバー会議録・計画書（1）

虐待者氏名 _____

初回計画作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

計画作成者所属 _____

計画作成者氏名 _____

会議日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

会議目的		出席者 (所属・氏名)	
虐待事実 の判断	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	被虐待者 の意見・ 希望	
緊急性の 判断	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
緊急性の 判断根拠	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	養護者の 意見・希望	※分離に対する本人の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
総合的な 支援の方 針	※会議で協議した結果について記載		
		支援内容	<input type="checkbox"/> 緊急的分離/保護 () <input type="checkbox"/> 入院 () <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 立ち入り調査 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整 () <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援 () <input type="checkbox"/> 経済的支援(生活保護相談・申請/各種減免手続 () <input type="checkbox"/> 成年後見制度/日常生活自立支援事業活用検討 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携() <input type="checkbox"/> その他()
		措置の適用	<input type="checkbox"/> 有 : <input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 無 : <input type="checkbox"/> 検討中(理由:)
		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中(理由:)

コアメンバー会議録・計画書（2）

対象	優先 順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・機関/評価日
被虐待者						
養護者						
その他の家族						
関係者						
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等				計画評価予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

(5) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています(第11条第1項)。

市町村長は、立入調査の際には障がい者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障がい者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています(第12条)。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障がい者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています(第46条)。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチ等で必要な情報が入手できると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障がい者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力等を総合的に勘案して決定することが必要となります。決定に当たっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合です。その例を以下に示します。

【立入調査が必要と判断される状況の例】

- 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき。
- 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安全が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

ウ 立入調査の実施体制

① 立入調査の執行に当たる職員

- ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
- ・市町村職員が行います。（立入調査証を携帯）

② 警察との連携

障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、障がい者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています（第12条第2項）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等、市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長宛てに次の「別添4 障がい者虐待事案に係る援助依頼書」を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

【別添4】

障害者虐待事案通報票		第 号 年 月 日
○ ○ 警察署長 様		○ ○ 市町村長 ㊟
障がい者虐待事案に係る援助依頼書		
障害虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 周辺での待機 ()
障がい者	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記依頼援助場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話番号	
	特記事項	
養護者等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記依頼援助場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話番号	
	障害者との 関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他()
虐待の 状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると見とんる理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話番号	
	その他	

③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や、入院先の確保等の手配をあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打合せを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

エ 立入調査の実施方法の検討

① まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障がい者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いか等について、慎重に検討を要します。

オ 立入調査の留意事項

① 立入調査を行う職員

職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。（第11条第2項）（P63【立入調査証】参照）

② 立入調査

立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心掛けます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由等について誠意をもって説明します。また、障がい者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

③ 保護の判断と実行

障がい者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無等を観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。障がい者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障がい者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、障がい者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の障がい者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障がい者と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障がい者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサー

ビスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録等の入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

【立入調査証】

(表面)

証 明 書		第 号
写 真	氏 名 生年月日 所 属 職 名	
上の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第2項の規定による障害者の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日発行		市町村長名 市町村 長印

(裏面)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(6) 虐待ケア会議の開催による援助方針の決定

訪問調査等による事実確認によって障がい者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障がい者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第9条）。

ここでは、市町村が実施したコアメンバー会議において策定した対応計画に基づく具体的な支援方法、役割分担、進捗状況を確認するための初動期の評価の時期などを設定します。また、本人や家族の状況が変化するなど新たな情報を収集した場合の対応方法についても検討しておきます。

虐待ケア会議は、初動期以降も適宜実施し、対応の評価を行うことが重要です。

ア 虐待ケア会議の開催

市町村は会議を開催するに当たって、虐待ケア会議への関わりに応じて、市町村障がい者虐待対応協力者をコアメンバー、ケース対応メンバー及び専門家等に分類しておくことが必要です。

虐待ケア会議の参加メンバーは、コアメンバー、ケース対応メンバー、専門家等のうちから、事案に応じて構成されます。また、虐待の緊急性がある場合など速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方が必要となることも考えられます。

虐待対応ケース会議のメンバー構成（例）

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事案対応に当たって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事案対応メンバー	虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。 メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等。
専門家チーム	虐待の事案に応じて、警察、弁護士、社会福祉士、医療機関等。

<ul style="list-style-type: none"> ○ケース対応メンバー、専門家等への参加要請 ○援助方針の共有 ○支援内容の共有 ○関係機関の役割の明確化 ○主担当者の決定 ○連絡体制の確認 ○会議録、支援計画の作成・確認（P68） 	}	参加メンバーによる協議
---	---	-------------

イ 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、P16「2(1)十分な情報収集と正確なアセスメント」を参照してください。

具体的な支援を検討する虐待ケア会議等では、虐待を受けているおそれがある障がい者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。しかし、障害福祉サービス事業所は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、情報共有の必要性との間で調整が必要です。

虐待ケア会議録・計画書（1）

虐待者氏名 _____

計画作成日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 初回計画作成日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

計画作成者所属 _____

計画作成者氏名 _____		計画の作成回数： ____ 回目	
会議日時： _____ 年 ____ 月 ____ 日 _____ 時 ____ 分～ _____ 時 ____ 分		出席者 (所属・氏名)	
会議目的		支援機関・関連機関等連携マップ	
被虐待者の意見・希望			
養護者の意見・希望			
※支援の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
総合的な支援の方針 ※コアメンバー会議で決定した方針について記載			

コアメンバー会議録・計画書（2）

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・機関/評価日
被虐待者						
養護者						
その他の族						
関係者						
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等				計画評価予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日		

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

虐待ケア会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障がい者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障がい者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障がい者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障がい者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

② 保護・分離の要否の判断

障がい者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、虐待ケア会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行う等、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障がい者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

障がい者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

イ やむを得ない事由による措置

① やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービス又は障害児通所支援（以下「サービス等」という。）を利用することが著しく困難な障がい者に対して、市町村長が職権によりサービス等を利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がい者に対する養護者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条又は知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の措置を講じることが規定されています（18歳未満の者については児童福祉法第21条の6の措置）。また、当該障がい者が身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者である場合は、身体障がい者又は知的障がい者とみなして、上記の規定を適

用することも定められています（第9条第2項）。

② 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がい者の保護の観点から、養護者と障がい者の面会を制限することができます（第13条）。

（ア）面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障がい者への面会申出があった場合には、担当職員は障がい者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、虐待ケア会議等において市町村と協議して面会の可否に関する判断を行います。その際には、障がい者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席する等、状況に応じた対応が基本となります。

（イ）施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市町村は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示し、また、措置の継続中は、市町村と障害者支援施設等は定期的に協議を行い、障がい者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておく必要があります。

（ウ）契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障がい者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障がい者の身心の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市町村と協議して養護者に対して障がい者が面会できる状況にないことを伝え、説得する等の方法を面会を制限することが必要となります。

（エ）施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障がい者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じることが必要です。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげる等の対応を図る必要があります。

③ 措置後の対応

やむを得ない事由による措置によって障がい者を保護したことで、虐待事案の対応が終了するわけではありません。措置入所は、障がい者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障がい者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設等に保護された障がい者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障がい者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障がい者が特に介護の必要がなく自立している場合等には、障害者支援施設等の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障がい者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障がい者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更する等関

係機関との連携が必要になる場合もあります（P62「3(8)ウ年金控取等の事実確認のための年金個人情報確認」参照）。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障がい者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障を来す場合があります。

養護者に対しても、保護した障がい者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、地域生活支援促進事業の障がい者虐待防止対策支援の活用等、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介する等が必要となる場合も考えられます。

④ 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障がい者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

(ア) 自立した生活に移行する場合

保護によって障がい者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後は地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

(イ) 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がい者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障がい者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられますので、地域生活支援促進事業の障がい者虐待防止対策支援の活用等により継続的に支援を行うことが必要です。

(ウ) 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障がい者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合等が考えられます。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、障がい者本人の状況や希望に応じてグループホーム等への移行を検討したほうがよい場合があります。

ウ 虐待を受けた障がい者の措置のために必要な居室の確保

指定障害者支援施設等及び指定障害福祉サービス事業等の運営基準によって定員の遵守が定められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされていること、報酬告示においてその場合は定員超過に該当する場合の減算を算定する利用者数から除外する規定が置かれていること、知的障害者福祉法第21条及び身体障害者福祉法第18条の2において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められていることについても説明し、協力を要請することが考えられます。

(8) その他の障害者支援

虐待ケア会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障がい者支援を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障がい者虐待を受けた障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされていますので（第41条）、この点にも留意が必要です。

ア 適切な障害福祉サービス等の導入

障がい者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障がい者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

これらの対応に当たっては、虐待対応の担当だけでなく、委託相談支援事業所（障がい者相談支援センター）とも連携して、総合的な支援を行う必要があります。また、障がい者への全般的な生活相談や心理的なフォローなども必要に応じて実施します。

この他、成年後見制度の活用等については、P68「3(10)成年後見制度等の活用」を参照してください。

イ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障がい者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障がい者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置を採ることが考えられます。

ウ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が障がい者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障がい者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務を遂行する場合や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成26年10月1日施行）。

【厚生労働省令で定める事務】

＜事実関係の把握＞

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第1項、第19条

＜福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）＞

・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条

- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4、第16条第1項
 <後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）>
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
- ・知的障害者福祉法第28条
 ※本人に意思能力があり同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

エ 年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援機関等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保持の手続」という。）を行ってまいりましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続きを希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました（平成27年7月から取扱開始）。

【新たな対象者】

秘密保持の手続きを希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

（例1）親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す必要がある子ども

（例2）老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者・障がい者

【秘密保持の手続による対応内容】

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、市町村においては、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して支援機関等の証明書発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応が必要となります。

（※）婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しなど支援機関等が発行する証明書を指します。

	○○○第 号 年 月 日
○○ ○○ 様	市町村長 印
証明書	
○○○役場健康福祉課において、次のとおり相談を受けたことを証明します。	
1	相談日
2	相談者 住 所 氏 名 生年月日
3	相談内容 ○○○○からの暴力

住民基本台帳事務における支援措置申出書

福島県〇〇〇市町村長

様

関係市区町村長

住民基本台帳事務におけるドメスティックバイオレンス、
 ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為
 の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

令和 年 月 日
 氏名

申請者	氏名	住所	方書	連絡先					<input type="checkbox"/> 運転免許証
	生年月日								<input type="checkbox"/> 旅券
加害者 (判明している場合)	氏名	住所	方書	連絡先					番号
	生年月日								
申出者の 状況 (いずれかに✓)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法		C 児童虐待防止法		D その他前記にAからC までに準ずるケース		
	添付書類 (該当書類に✓)		保護命令決定書(写し)		その他()				
		ストーカー規制法に基づく警告等実施書面							
相談先		(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入してください。)							
		年 月 日		担当					
支援措置を 求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望に✓	支援を求める事務			現住所等				
		住民基本台帳の閲覧			現住所	同 上			
		住民票の写し等の交付(現住所地)			現住所	同 上			
		住民票の写し等の交付(前住所地)			前住所				
		戸籍の附票の写しの交付(現本籍地)			現本籍				
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本籍					
併せて支援 を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日			

(添付書類が無かった場合)

警察等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないことを認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があると認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(一時保護の有無等)がある場合 把握している状況 令和 年 月 日 長 印 (担当: 課 係)
備考	<input type="checkbox"/> 住民票の出力・照合
	受付

- 注 ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行うもの等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出が無い場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村に申出を行ってください。

○ マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成29年7月18日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータルを試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

① 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

(ア) DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース

(イ) 加害者がDV・虐待等被害者の代理人である（※）又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース

※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

② DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

(ア) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

(イ) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

(ウ) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(イ)の対応を併せて取る必要があることに留意してください。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能です。

(9) 養護者（家族等）への支援

ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障がい者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障がい者に重度の障がいがあったり、養護者に障がいに関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障がいの状態にある等、障がい者虐待は様々な要因が絡み合って生じており、障がい者に対する虐待を予防するためには、これらの要因を一つひとつ分析し、虐待を行っている養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行うことが重要と考えられます。

養護者への支援に当たっては、以下の視点で行うことが考えられます。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障がい者の保護等を行う職員と養護者等への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障がい者に重度の障がいがあり介護負担が大きい場合等は、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障がい等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

【参考】養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障がい者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下にき然とした態度で臨む、職員一人に対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家等の助言を仰ぐ、等の対応が重要です。

イ 養護者支援の視点

① 障がい者と養護者の支援を別の担当（チーム）で行う

障がい者虐待対応においては、虐待を受けている障がい者への支援と虐待者（養護者）への支援は別の担当（チーム）が行う必要があるという視点が求められます。一つの担当（チーム）が障がい者と養護者への支援を行うと、それぞれの利益が対立して問題の整理が難しくなります。

② 養護者支援を担当するチームにつなぎ、協働する

家庭内における障がい者虐待は、背景にあるさまざまな要因によって引き起こされます。例えば、養護者が障がいや疾病を抱えているが支援に結び付いていない場合、その支援を担当すべき関係機関につなぎ、支援が提供されるように働きかける必要があります。

す。その際、チーム同士がバラバラに支援をするのではなく、虐待ケア会議に参加してもらいなどしてともに支援方針をつくった上で役割分担し、支援に取り組む必要があります。

ウ 養護者支援のポイント

障がい者虐待の事例では、介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障がい等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じています。常に養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要があります。

① 事例を全体的、総合的にとらえる

養護者支援を考えると、その事例の全体的、総合的な状況を理解することが重要です。障がい者と養護者は、互いに影響を与え合いながら地域で暮らしています。地域には障がい者と養護者を取り巻く環境（社会的・物理的な環境や文化）があり、障がい者の暮らしは環境から影響を受けています。このことから、障がい者虐待の解決や防止のためには、障がい者だけを支援するのでは不十分であり、養護者を支援し、障がい者や養護者を取り巻く環境にも働きかける必要があります。

ソーシャルワークは、社会生活上の問題をとらえ、対象（障がい者や家族）と環境（社会資源や資源システム）の関係を調整することで問題を解決・緩和し、場合によっては予防します。また、ソーシャルワークは障がい者や家族だけでなく、小集団や地域社会も対象とする。そして人や家族、地域社会は問題だけでなく強さ（ストレンクス）を持っているととらえ、「問題を持つ対象」として否定的にみるのではなく対象の尊厳という価値を実現しようとし、養護者支援もこれと同様の考え方をもって取り組む必要があります。

障がい者の権利擁護を最優先としつつ、養護者の身体機能・精神心理的状态・社会的な側面を総合的にとらえます。ジェノグラムやエコマップを用いて障がい者と養護者、取り巻く環境を可視化し、現在の状況を総合的につかみ、関係者間で共有する方法が有効です。また、障がい者と養護者の人間関係やこれまでの人生の歴史を知り、人間関係に悪循環がないか、反対に強みは何かを検討します。その際には、エコマップ、ジェノグラム、生活史年表などを活用し、過去、現在、未来の時間軸で生活全体を把握する視点を持つことが有効です。障がい者と養護者の全体像が明らかになり、適切な支援方針を立案することにつながります。

② 幅広い情報収集、チームによるアセスメントと支援計画策定

これまで関わりのあった関係者や近隣住民の協力を得ながら、幅広く情報を収集し、アセスメントすることが重要です。コアメンバー会議や虐待ケア会議では、虐待の状況に応じて様々な視点から状況を分析し、多方面からの支援が行われるようにする必要があります。養護者支援についても幅広い意見を出し合った上で援助方針や支援計画を作成します。支援計画に基づいて関係者と連携・役割分担し、介護負担や介護ストレスの軽減など、養護者自身が抱える課題に応じた専門的な支援を進めていきます。

③ 虐待を解決するための支援と障がい者の生活の安定までの継続的な支援

障がい者虐待防止のための支援の基本は、発生予防から虐待を受けた障がい者の生活の安定までの継続的な支援です。虐待が解決した後は再発を予防することも重要になります。

例えば、通常の相談支援として関わりがはじまり、虐待予防に留意していたにもかかわらずリスク要因が重なり虐待へと発展してしまった事例について考えてみましょう。虐待の状況を把握したら、情報収集、事実確認、アセスメントを迅速に行い、コアメンバー会議において、市町村が組織的に虐待かどうか判断します。また、虐待ケア会議等を通じて多機関で連携して支援課題を明確にし、援助方針や支援計画を策定し、支援を開始します。支援課題として養護者の問題があれば養護者への支援計画を策定し、実施します。支援結果をモニタリングし、虐待の状況が改善された場合は組織的に終結と判

断します。その後はまた通常の相談支援の関わりへと引き継がれ、ニーズに応じて必要な支援が計画され提供されますが、その一つとして虐待の再発予防が含まれます。再発予防のために必要であれば養護者支援が継続されます。

④ 長期にわたる支援が必要な事例に組織的に対応する

人事異動の際の引継ぎを確実にするためには、援助方針や支援計画を策定する際に、虐待と認定した根拠や、支援課題が何で、現在は何を解決するために障がい者や養護者にどんな支援を行っているのか、モニタリングの結果を含めてきちんと記録に残しておく必要があります。

エ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認められる場合に障がい者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障がい者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障がい者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合等については、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

② 居室の確保策

平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに（「定員超過特例加算」）、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を7日間（やむを得ない事情がある場合は14日間）まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

③ 継続的な関わり

障がい者が短期入所している間も、支援担当者は障がい者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望等を把握しながら虐待ケア会議を通じて支援のための計画を作成する等して、適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

(10) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法第9条第3項においても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）を行うことが定められています。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています（第44条）。

市町村は、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申立てを行います。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・四親等内の親族等が行いますが、市町村長申立ての場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取

扱いとしています。

成年後見制度とは別に、社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されており、これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

(市町村長申立てについて)

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

【参考1】成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度です。平成12年4月から、高齢社会への対応及び知的障がい者・精神障がい者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がい等）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障がいにより常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等から選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者等の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。※虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないと思われます。

【参考2】成年後見制度利用促進法

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした成年後見制度利用促進法が議員立法により成立し、同年5月に施行されました。

同法に基づき、政府においては、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。同計画は、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視する等、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制及びチームを支える地域連携ネットワークの構築とその運営の中核

となる機関を整備する、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」をポイントとしています。この計画に基づいて、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、ネットワークの中核となる機関（権利擁護支援センター、成年後見センター等）を整備していくこととされています。また、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行うこととされています。

【参考3】日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。窓口は、市町村社会福祉協議会です。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
 - ② 苦情解決制度の利用援助
 - ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
 - ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」
- 本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理等については自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

障がい者虐待では、知的障がい者、精神障がい者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害等の事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用を検討することが必要です。

(11) 虐待ケア会議の開催によるモニタリング・評価

ア モニタリング

モニタリングは、支援計画に基づき行います。

初動期のモニタリングは、概ね2週間を目安に実施します。

緊急的又は集中的な対応が一段落ち着いた場合であっても、支援経過の過程で再度状況が悪化する場合があります。このため、支援計画及び虐待ケア会議の援助方針に基づき、モニタリングを行います。（P71）

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、虐待ケア会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが望まれます。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障がい者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との虐待ケア会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく必要があります。

エ 評価

一連の虐待対応について、支援計画及び援助方針が適切に遂行されているかどうか、また、対応により目的が達成されたのか、実施できなかった点があれば、計画が適切であっ

たか、計画を実施したことにより虐待が改善されたのか（一時的か否かも含む）、支援経過の中で新たな虐待が発生していないか、虐待ケア会議において確認します。特に、初動期における緊急性が解消したかなど、適切な次の支援へつなげるためにも、その評価結果を共有しておくことが重要です。

虐待ケア会議録（モニタリング・評価）

計画評価： 回目 記入年月日 年 月 日
 会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的		出席者 (所属・氏名)	
課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況 (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)
支援を要する状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望) 養護者の状況(意見・希望) 養護者の支援の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	1. 身体的虐待	1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認されていない	
	2. 放棄・放任		
	3. 心理的虐待		
	4. 性的虐待		
	5. 経済的虐待		
6. その他			
新たな支援計画の必要性		評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)	今後の対応
		次回評価日: 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(12) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を終了することです。これは、行政の責任として、虐待対応の終結を判断することを意味します。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理してコアメンバー会議に諮り、支援関係者の意見も踏まえながら組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供するとともに情報共有に努めます。

4 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障がい者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障がい者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士会

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村長申立も活用しながら、障がい者の財産が守られるよう支援を行うことが必要です（第43条第2項）。

5 養護者による障害者虐待の事例

平成25年度の厚生労働科学研究費補助金で、「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」が行われました。その中で収集された養護者による障害者虐待と対応の事例を示します。

事例1 女性 知的障害（身体的虐待）

母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。サービス等利用計画を変更し、行動援護の利用を追加。相談支援専門員が自宅訪問し、モニタリングを定期的に行う。

事例2 男性 知的障害（経済的虐待）

A市の支給決定を受け、B市にある入所施設で生活していたが、妹の夫から本人の貯金を貸してほしいと相談あり。施設側が拒否すると、脅迫的な言動があったため、虐待防止センターへ通報。妹夫婦からは施設の契約を解除し自宅に引き取ると言われる。措置に切り替えることを検討したが、妹夫婦と交渉の結果、措置に切り替えずに本人も財産も守ることができた。

事例3 女性 知的障害（性的虐待）

介護保険で要支援の判定を受けた母と本人の2人世帯。母の知人男性がしばしば家に来て、通院や買い物等母の手伝いをしているが、その男性に性的な嫌がらせを受けていると、通所先の事業所へ訴えがあり発覚。事業所が虐待防止センターへ通報。本人の了解をとり、短期入所の利用。虐待防止ネットワーク会議を開催し、警察から男性へ注意喚起してもらおう。翌日、行政、保健師、相談支援事業所、通所事業所が集まり、今後の方向性や役割について話し合う。現在は訴えた内容のことはなくなっている。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という。）に該当する施設・事業についてはP3「1(2)イ障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。

具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）

等を指します。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を防止するためには、何よりもまず障がい者の人権の尊重や障がい者虐待の問題について、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体を実施する障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組が期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障がい者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障がい者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

（３）個別支援の推進

数多くの障がい者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障がい者に対して配慮する必要があります。

利用している障がい者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

（４）開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障がい者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

（５）実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している

障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情解決のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

（6）指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査等において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが求められます。

また、自治体は、相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

（7）虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障がい者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことを検討することが必要です。

3 相談・通報・届出への対応

実施内容	使用する帳票
(1) 受付 (P78) 【窓口】 ① 健康福祉課 ② 基幹相談支援センター (相談受付をした場合は、町村へ相談受付票を送付)	相談受付票 (P34)
↓	
(2) 初動会議 (P79) (情報共有、緊急性の判断、事実確認の手段等の確認) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ※直ちに参集できない場合は他のメンバーのみで開催 ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	相談受付票 (P34)
↓	
(3) 事実確認 (P80) ※原則として、虐待の通告受理後48時間以内に対応 【対応メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ※直ちに参集できない場合は他のメンバーのみで開催 ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	事実確認票 (P43)
↓ →必要に応じて緊急対応	
(4) コアメンバー会議 (P83) (虐待・緊急性の判断、役割分担の決定、支援方針・虐待ケア会議の開催の決定) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	コアメンバー会議録・計画書 (P51)
↓ →虐待の事実がなければ通常の相談支援へ移行	
(7)～(8) 各法の規定による権限の行使 (P87～92) (虐待被害者の保護のための措置、支給決定の変更、施設からの報告徴収、立入検査、施設等の監督等) 【対応メンバー】 ① 健康福祉課	
↓	
○ 虐待ケア会議 (権限行使後 (P87)) (被虐待者に対する権限行使結果の評価、課題の確認、新たな支援方針の検討、虐待の終結の判断) ※ 施設等に対する権限行使については、別途、健康福祉課において対応 【対応メンバー】 ① 健康福祉課 ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (状況に応じて参加者を決定)	虐待ケア会議録 (P71)
↓	
(5) 都道府県への報告 (P83) 【対応メンバー】 ① 健康福祉課	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について (P85)

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障がい者は市町村に届け出ることができることとされています(第16条第2項)。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障がい者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うこととなりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他都道府県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障がい者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障がい者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障がい者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障がい者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応します。

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障がい者の支給決定市町村が複数ある場合、各市町村が障がい者の安全確認、事実確認等を行うこととなります。その場合は、都道府県障がい者権利擁護センターが、障害者虐待防止法に定める市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整等を行うこととなります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障がい者施設従事者等による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口(例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等)での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P32「3(1)相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

○個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合(P18「2(1)十分な情報収集と正確なアセスメント」)を参照してください。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失による

ものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障がい者虐待についても同様）。（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）が規定されています。

こうした規定は、障害者福祉施設等における障がい者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障がい者虐待の事実もないのに故意に虚偽の通報をした場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から施行されている公益通報者保護法の第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

（2）初動会議の開催による初動対応方針の協議

P37「3(2)初動会議の開催による初動対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意が必要です。

(3) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等に係る内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。この際、事実確認のための調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害者福祉施設等や、虐待を受けたと思われる障がい者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条又は、第48第1項及び第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、障害者福祉施設等の任意の協力の下に行われるものです。

障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収又は、立ち入り検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等を行ったり（第50条第1項及び第3項、第51条の29第1項及び第2項）、30万円以下の罰金（第111条）に処することができます。これらの規定について、障害福祉施設等の管理者や従事者等に説明し、事実確認調査への誠実な協力を要請することが考えられます。

なお、障害者福祉施設等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該障害者福祉施設等の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

① 障がい者本人への調査項目例・虐待の種類や程度

(ア) 虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な内容
- ・虐待の経過

(イ) 障がい者の状況

- ・安全確認：関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く。）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境：障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

(ウ) 障害福祉サービス等の利用状況

(エ) 障がい者の生活状況等

② 障害者福祉施設等への調査項目例

(ア) 当該障がい者に対するサービス提供状況

(イ) 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等

(ウ) 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明

(エ) 職員の勤務体制

(オ) その他必要事項等

- ・事故・ヒヤリハット報告書
- ・苦情相談記録
- ・虐待防止委員会・事故防止委員会の記録

・職員への研修状況

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、記録用にICレコーダー等の録音機材や、ビデオカメラ、デジタルカメラ等の映像を記録できる機材を携行します。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が想定される場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障がい者及び障害者福祉施設等への十分な説明

調査に当たっては、障がい者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・訪問の目的について
- ・職務について・・・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・・・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・調査への協力について・・・・・・・・事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・障がい者の権利について・・・・・・・・障がい者の尊厳の保持は基本的人権の尊重であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

④ 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。

- ・日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか
- ・虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか等必要な分析を行います。

⑤ 聞き取り調査の留意点

聞き取り調査に当たって、障がい者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聴き取りを行い、話の内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障がい者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で障害者施設等の側から不利益な取扱を受けるのではないかと不安を感じていたり、障害者福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

障害者虐待防止法の浸透により、虐待があった当該施設が、設置者・管理者の意思も含め自ら適切に通報する事例が増えています。その場合、当該施設は市町村の事実確認調査に積極的に協力し、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があります。そのような場合に、虐待を認めず、隠蔽しようとする施設と同様の厳しい対応で事実確認調査を行うことは適切とはいえません。

施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められます。

⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報の中には、当該障害者福祉施設等の元職員からの通報もあります。当該障害者福祉施設等に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかという懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われます。

当該障害者福祉施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該障害者福祉施設等の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第48条第1項、第51条の27第1項及び第2項、児童福祉法第21条の5の22第1項及び、第24条の34第1項では、市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

⑧ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求めます。

録音・録画の法的側面については、厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究」報告書（P32）を参照してください。また、各障がいの特性と聞き取りの留意事項などについても、同報告書に説明（P39～）がありますので参考にしてください。

（報告書URLは「<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307948.pdf>」）

聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。障がい者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討します。

【誘導質問】

（例）「職員Aに叩かれましたか？」

（例）「利用者Bが職員Aに叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

（例）「何があったか、よく思い出してください（間を取る）。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」（オープンな質問）

→「（写真を用意して）その人は、この中にいますか？」（具体物による確認）

→「その時の動作をやってみてください」（動作による確認）

→「その時に障がい者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」（図による確認）

→「その部分を、もっと詳しく話してください」（部分を限定しての確認）

※最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合があります。

⑨ 障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たって、障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

※この他、養護者虐待の場合の留意点（P40「3(3)エ訪問調査」）についても参照してください。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障がい者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害者福祉施設等に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取ります。

ここで、障がい者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(4) コアメンバー会議の開催による虐待の判断等

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合には、コアメンバー会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人や障害者福祉施設等への対応方針等を協議します。

※この他、「コアメンバー会議」についてはP49「3(4)コアメンバー会議の開催による虐待の判断等」を参照してください。

ア 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自らが支給決定をした障がい者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、障害者福祉施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがあります。この指導は、任意の調査に基づく行政指導ですので、当該指導に従わないことを理由として不利益な取扱をすることはできません。（なお、当該市町村が指定した又は運営費を助成した障害者福祉施設等に関しては、運営全般について指導が可能です。）

(5) 市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています（第17条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告する等、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告することも必要です。

【都道府県に報告すべき事項（例）】

1	障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
2	虐待を受けた又は受けたとされる障がい者の氏名、性別、年齢、障がいの種類
3	及び障がい支援区分その他の心身の状況
4	虐待の種別、内容及び発生要因

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 5 | 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種 |
| 6 | 市町村が行った対応 |
| 7 | 虐待が行われた障がい者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容 |

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 :	_____
・サービス種別 :	_____
	(事業者番号: _____)
・所 在 地 :	_____
	TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏 名		性別 ()	年齢 ()
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他 (_____) 障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等		
心身の状況			

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄・放置 経済的虐待 その他 (_____)
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること） ()

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること） ()

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づき、上記の通り報告する。

令和 年 月 日

福島県障がい福祉課長 様

市長村長名

(6) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないとき等、報告に係る障害者福祉施設等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等連携して対応します。

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待が発生した事案では、問題の全容を究明するための第三者検証委員会報告書の中で、都道府県の実事確認等について次のような指摘がされました。

- ・県の通常の監査においては、施設に対し日時及び提出書類等について事前に通知し、監査当日は、施設の巡回後に、事前に提出された書類を基に主に管理者にヒアリングを行っており、提出した資料に依拠して評価・判断することになり、結果として、虐待を見抜くという観点からの対応としては機能していなかった。

- ・施設を指導する本庁の課から、障害者総合支援法に基づく監査を行う出先機関に対して虐待疑義事案等の情報が提供、共有されていれば、厳しい目で監査や指導を行い、施設の体質を改善できた可能性があったが、情報提供は行われていなかった。

このような指摘を踏まえ、監査においては報告書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を拡大するとともに、幹部のみならず支援員からも聞き取りを行うほか、適宜、抜き打ち検査を実施する等、虐待に関する通報や情報については、障害者福祉施設等の監査を担当する部署とも情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行うことが必要です。

(7) 社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合には、当該施設等から報告を受けて事実を確認し、障がい者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県知事は、虐待を受けた障がい者の保護を適切に行うとともに、必要に応じて当該施設等に対する指導等を行い、改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、等の対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っているながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

(8) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、

市町村又は都道府県知事は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、所轄庁（都道府県又は指定都市）が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることが考えられます。

○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

（改善命令）

第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

※ 権限行使後のモニタリング・評価及び虐待対応の終結については、養護者による障がい者虐待と同様、虐待ケア会議を開催して判断します。

P70「3(1)虐待ケア会議の開催によるモニタリング・評価」及びP71「3(2)虐待対応の終結」を参照してください。

【別表】社会福祉法・障害者自立支援法による権限規定

社会福祉法	第56条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告
	第56条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者自立支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令

障害者自立支援法	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
	第51条の3 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。（業務管理体制）
	第51条の4 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告 （業務管理体制）
	第51条の4 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第51条の4 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28 第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第51条の29 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の29 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の32 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）

障害者自立支援法	第51条の33 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の33 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第51条の33 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第81条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第82条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第82条第2項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第85条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第86条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児童福祉法	第21条の5の 22第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第21条の5の 23第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第21条の5の 23第2項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第21条の5の 23第3項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第21条の5の 24第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第24条の34 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等

児童福祉法	第24条の35 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第24条の35 第2項	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第24条の35 第3項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第24条の36 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
特定非営利活動促進法	第42条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第43条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

(9) 虐待があった施設の再発防止に向けての支援

虐待があった施設は、行政からの指導や処分を受けた後、自ら再発防止策を講じ、改善の取り組みを行うことが基本です。しかし、中には組織の運営管理の力量不足から、自ら支援の質の向上を図ろうとしても、方法が分からない等の要因から具体的な取組につながらない場合もあります。

指導、処分に留まらず、行政もその後の改善と一緒に取り組む姿勢を示すことが、施設にとって虐待通報することが、改善のための第一歩として前向きに捉えることにつながります。

(10) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、都道府県における障がい者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。（ただし、障がい者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示する。）

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障がい者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障がい者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障がい者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障がい者虐待

が行われていたと認められた事案
上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

【厚生労働省令に定める都道府県知事が公表する項目】

- | |
|-----------------------------------|
| 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況 |
| 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置 |
| 3 虐待があった障害者福祉施設等の種別 |
| 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 |

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為があるときや自分自身を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりする等の行動制限をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

一方で、肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」と、ベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまいうという、かえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。従って、行動障がい等のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで、施設職員はもとより監査指導を行う自治体職員も含めて適切に取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける。(※)
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(※) 肢体不自由、特に体幹機能障がいがある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらぬといえます。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に

説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算》5単位/日

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）

（身体拘束等の禁止）

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）」にも同様の規定あり。

（４）座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

肢体不自由者のなかには、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果があるといえます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障がい者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

むしろ、身体拘束と同等に対応することで装着・利用に制約が課せられ、QOL低下に繋がることもあります。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障がいがある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障がい者をいすの

上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容は「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか等」が記載されていることが重要です。

長時間の同一姿勢による二次障がいや褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。」と明記されています。

従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

5 行動障がいを有する者に対する支援の質の向上

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害者の内の20%以上に行動障害がありました。虐待の報道事例の「職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」（P108「10イ」参照）で虐待にあつて亡くなってしまった人も行動障害がある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障害のある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

「虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易

に暴行を行うことを繰り返していた。」（一部を抜粋）

行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

IV 利用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障がい者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障がい者虐待とは、P4に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

（1）労働関連法規の遵守

個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障がい者虐待の状況等の調査によると、使用者による障がい者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

（2）労働者への研修の実施

使用者による障がい者虐待を防止するためには、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障がい特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障がいのある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障がい者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます。）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

（3）苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

3 相談・通報・届出への対応

実施内容	使用する帳票
(1) 受付 (P99) 【窓口】 ① 健康福祉課 ② 基幹相談支援センター (相談受付をした場合は、町村へ相談受付票を送付)	相談受付票 (P34)
	
(2) 初動会議 (P101) (情報共有、緊急性の判断、事実確認の手段等の確認) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	相談受付票 (P34)
 →必要に応じて都道府県に相談・報告	
(3) 事実確認 (P101) ※原則として、虐待の通告受理後48時間以内に対応 【対応メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ② その他 (初動会議で決定)	事実確認票 (P43)
 →必要に応じて都道府県に相談・報告	
(4) コアメンバー会議 (P103) (虐待の判断、役割分担の決定、支援方針の決定) 【参加メンバー】 (村職員及び村の業務を受託した事業者のみ) ① 健康福祉課 (各事業担当者) ② 基幹相談支援センター ③ 障がい者相談支援事業所 ④ その他 (必要に応じて、地域包括支援センター等が参加)	コアメンバー会議録・計画書 (P51)
 →虐待の事実がなければ通常の相談支援へ移行	
(5) 都道府県への報告 (P107) 【対応メンバー】 ① 健康福祉課	都道府県への通知 (P103) 労働相談票 (P104)
	
(7) 都道府県及び都道府県労働局による対応	

【福島県障がい者虐待防止担当】

窓口	住所	電話
福島県障がい者権利擁護センター (福島県保健福祉部障がい福祉課)	福島県福島市杉妻2-16	024-524-8419 (休日夜間：留守番電話)

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています (第22条第1項)。

また、使用者による虐待を受けた障がい者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています (第22条第2項)。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づ

き、市町村及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡する必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障がい者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。

【労働相談の例】

- 労働基準監督署
長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
 - 公共職業安定所
離職票、失業手当、求職に関するもの等
 - 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
育児・介護休業、職場のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、労働条件引下げ、配置転換等
- （注：どこの相談窓口につなぐのかわからない場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談）

※この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P32「3(1)相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

エ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、P16「2(1)十分な情報収集と正確なアセスメント」を参照してください。

なお、事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第22条第3項）
- ② 使用者による障がい者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第22条第4項）が規定されています。こうした

規定は、使用者による障がい者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障がい者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第22第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から施行されている公益通報者保護法の第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

（２）初動会議の開催による初動対応方針の協議

P37「3(2)初動会議の開催による初動対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

初動会議の結果、生活支援や福祉サービスの提供など市町村による個別の支援が想定されず、労働基準法などの労働関係諸法規による対応が中心になると判断された場合には、コアメンバー会議を開催せずに、速やかに都道府県を經由して都道府県労働局に報告することもあり得ます。

（３）市町村・都道府県による事実確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を經由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

① 障がい者本人への調査項目

- (ア) 虐待の状況
 - ・虐待の種類や程度
 - ・虐待の具体的な内容
 - ・虐待の経過
- (イ) 障がい者の状況

- ・安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の可否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境・・・住み込みの場合には、障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

(ウ) 障害福祉サービス等の利用状況

(エ) 障がい者の生活状況等

② 障害福祉サービス事業所等への調査項目例（就労継続支援A型に関する相談・通報の場合）

- (ア) 当該障がい者に対するサービス提供状況
- (イ) 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- (ウ) 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- (エ) 職員の勤務体制
- (オ) その他必要事項等

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障がい者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取ります。

ここで、使用者による障がい者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(4) コアメンバー会議の開催による虐待の判断等

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、コアメンバー会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

※この他、「コアメンバー会議」についてはP49「3(4)コアメンバー会議の開催による虐待の判断等」を参照してください。

(5) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています(第23条)(次の「都道府県への通知」参照)。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、P104の「労働相談票(使用者による障がい者虐待)」を作成し、添付します。

また、悪質なケースや急を要するケース等で、迅速な対応が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。さらに、必要に応じて市町村と労働局が、直接、詳細な情報のやりとりをする等の方法も考えられます。ただし、この場合、通知すべき都道府県との情報共有を密に行うことが必要になります。

【都道府県に報告すべき事項】

1	事業所の名称、所在地、業種及び規模
2	虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の氏名、性別、年齢、障がいの種類及び障がい支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
3	虐待の種類、内容及び発生要因
4	虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
5	市町村が行った対応
6	虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

【都道府県への通知】

	第	号
	年	月
		日
(都道府県) 知事 様 (福島県の場合は「福島県障がい福祉課長」)		
市町村長		
使用者による障がい者虐待に係る通知		
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり通知する。		
記		
1 通知資料		
(1) 労働相談票(使用者による障害者虐待)		
(2) 添付資料(具体的に記載)		
2 連絡先		
担当部署名		担当者氏名
電話番号		

【労働相談票（使用者による障がい者虐待）】

労働相談票(使用者による障害者虐待)

							(受付台帳番号)			処理欄			
受付等	受付年月日	年 月 日		来庁等		1. 来庁 2. 電話 3. 文書等 4. 発見等					来庁等		
	障害者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ()		【都道府県記入欄】 ()		【労働局等記入欄】 ①監督署等 ②安定所等 ③均等室 ④企画室 ⑤その他					発見等		
		1 通報	2 届出	3 通報	4 届出	5 相談 ・ 6 発見					端緒		
通報(届出)者の事項	通報(届出)者氏名						性別						
							1. 男 2. 女 3. 不明						
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無			通報者氏名の通知			被虐待者氏名の通知					
		諾 ・ 否			諾 ・ 否			諾 ・ 否					
	被虐待者との関係	1. 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2. 近隣住民・知人 3. 民生委員 4. 被虐待者本人 5. 家族・親族 6. 虐待者自身 7. 当該市町村行政職員 8. 警察 9. 職場の同僚 10. 都道府県労働局からの通報 11. 教職員 12. 医療機関関係者 13. その他 () 14. 不明 (匿名を含む)								関係			
住所													
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-							
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名						性別		生年月日	年齢	性別		
							1. 男 2. 女 3. 不明						
	年齢区分	1. ~17歳 2. 18~19歳 3. 20~24歳 4. 25~29歳 5. 30~34歳 6. 35~39歳 7. 40~44歳 8. 45~49歳 9. 50~54歳 10. 55~59歳 11. 60~64歳 12. 65歳以上 13. 不明										年齢	
	障害の種類	1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害 (発達障害を除く) 4. 発達障害 5. その他心身の機能障害										種類	
	雇用形態	1. 正社員 2. パート・アルバイト 3. 派遣労働者 4. 期間契約社員 5. その他 () 6. 不明										形態	
	障害程度区分	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし 8. 不明										程度区分	
	心身の状況												
住所													
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-							
事業所に関する事項	事業所名												
		(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)											
	代表者氏名												
	担当者職氏名												
	所在地												
	電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-						
	規模	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~99人 4. 100~499人 5. 500~999人 6. 1000人以上 7. 不明											
業種	1. 農業、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業、郵便業 9. 卸売業、小売業 10. 金融業、保険業 11. 不動産業、物品賃借業 12. 学術研究、専門・技術サービス業 13. 宿泊業、飲食サービス事業 14. 生活関連サービス業 15. 教育、学習支援業 16. 医療、福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業 (他に分類されないもの) 19. 公務 20. 分類不能の産業 21. 不明												

使用者に関する事項	使用者名		性別 1. 男 2. 女 3. 不明	生年月日	年齢	性別		
	年齢区分	1. ~29歳 2. 30~39歳 3. 40~49歳 4. 50~59歳 5. 60歳以上 6. 不明					年齢	
	被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他 () 5. 不明					関係	
	虐待の種類	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等 (身体的虐待) 42. 放置等 (性的虐待) 43. 放置等 (心理的虐待)					種別	
虐待尾内容・対応等	虐待の内容及び発生原因							
	市町村又は都道府県が行った対応							
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が取られている場合にはその内容							

「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」の記載要領

本様式は、使用者による障がい者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したのかを処理経過欄に明記すること。

例：○年○月○日、A都道府県○○障がい福祉課にて様式2「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」を作成した。当該案件は、使用者による障がい者虐待の疑いがあるので、A労働局雇用環境・均等部（室）に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局雇用環境・均等部（室）で記載すること。

また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に○をつけ、右の「処理欄」に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは、番号に○をつけること。

【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障がい者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送・電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問等した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障がい者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。

《市町村・都道府県記入欄》

（ ）に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを○で囲むこと。

《労働局等記入欄》

①～⑤の対応した部局のいずれかを○で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを○で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定所等」には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

【通報（届出）者の事項】

- 1 「通報（届出）者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報（届出）者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」（※通報の時のみ）、「被虐待者氏名の通知」の諾否等、内容を事業所に明らかにして処理をすることを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかを○で囲むこと。
なお、どの程度の情報を伝えていいのかの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1～14のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関係を記載すれば足りること。

【被虐待者に関する事項】

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一なので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障がいの種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数○で囲み、処理欄にすべて記載すること。
- 4 「障がい者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等において記載する必要はないこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

【事業所に関する事項】

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障がい者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき、1～21のい

いずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

【使用者に関する事項】

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障がい者虐待を行っている者の氏名を記載し、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の「4 その他」については、1～3に該当しない場合の上司等を記載すること。

(6) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に報告します(第24条)。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局雇用環境・均等部(室)への報告に当たり、「労働相談票(使用者による障がい者虐待)」を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に報告するとともに、障がい者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

なお、都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされています。

このため、都道府県においても、使用者による障がい者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望まれます。

(7) 都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部(室)は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部(室)等の対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合等は、使用者による障がい者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政(公共職業安定所、労働基準監督署等)職員が障がい者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障がい者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障がい者の居住地の市町村に情報提供します。

(8) 都道府県等による障害者支援

使用者による障がい者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援等については市町村や都道府県が担当することとなります。例えば、社員寮などに住み込んで働いている障がい者が、使用者による障がい者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合などが考えられます。障がい者の生活を全人的に回復させることが重要であり、都道府県労働局と市町村や都道府県が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており(第26条)、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

(9) 使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障がい者虐待の状況、使用者による障がい者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第28条)。

【厚生労働大臣が公表する項目】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 虐待があった事業所の業種及び規模2 虐待を行った使用者と被虐待者との関係3 使用者による障がい者虐待があった場合に採った措置 |
|--|

【具体例】

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・障がい者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して是正指導を行った。
- ・障がい者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障がい者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導

- ・障がい者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理(職員に対する指導、雇用する障がい者に対するケア)について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・障がい者である労働者に対し、セクシャルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシャルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・障がい者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「バカ」「クズ」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。